

## 第12回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月25日(月) 午前9時25分から午前11時02分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志  
6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬 9番 黒木 博  
10番 黒木 満 12番 江藤 芳浩 14番 河野 良一 15番 塩月 傳三  
16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 5番 黒木照男、11番 黒木定雄、13番 黒木直子
5. 議事日程
  - (1) 会長あいさつ
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 諸報告
  - (5) 議事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
    - 議案第5号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について
    - 議案第6号 「農地等の利用最適化の推進に関する指針」について
    - 議案第7号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
6. その他
  - 許可不要転用について
  - あっせんの申出について
  - あっせん委員の指名について
  - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
  - 農地パトロール報告(4班)
7. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 野津手 道信
  - 事務局長補佐 辰野 藤 徳
  - 農政係長 吉川 理 恵
8. 会議の概要

1. 開会

○局長

ご起立ください。  
ただ今から、第12回定例農業委員会総会を開会いたします。  
一同礼。

○議長

おはようございます。第12回の定例総会ということで、早いもので今年最後の総会になりました。今年は、7月に農業委員会制度の改正に伴い新しい農業委員、最適化推進委員が加わりました。今後も全員の力を合わせて農業振興のために、努めて参りたいと考える次第であります。

また、例年この季節になりますと、鳥インフルエンザが心配され、関係者の方々も大変になりますが、我々農業委員も本町で発生しないように気を引き締めて業務に取り組んでいきたいと思っております。

本日の議案は若干多めですが、慎重に審議方お願いいたします。

2. 議事録署名

委員の指名

○議長

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。  
都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を5番委員と6番委員をお願いいたします。

なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。

3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定いたします。

4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

○議長

それでは、「議事」に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第3条の規定による許可申請の許可を求めます。ということで挙がっております。

それでは整理番号1（受付番号45）をお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■（■■）

貸渡人：■■■■■（■■）

【移動区分】使用貸借

【経営状況】労働力：10人 経営面積：65,332㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑  
面積：1,193㎡

○議長

事務局からの説明が終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○16番委員

■■■さんは、2年位前までハウスでトマトを作っていたのですが、辞めて会社員になったということで、農地が余っているので■■■■のほうに貸すことにしたいということでした。5年間ですね。以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。■■■■は、経営面積は65,332㎡となっておりますが、これは都農町内の面積でありまして、川南、他を合わせますと17haほどあります。農地法第3条第2項各号に該当しませんので、許可要件を満たすと考えられます。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決します。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。

整理番号2(受付番号46)をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■（■■）

貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】賃貸借

【経営状況】労働力：5人 経営面積：76,759 m<sup>2</sup>

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑  
総面積：992 m<sup>2</sup>

○議長 事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員 ■■■■■さんの農地を■■■■■のほうが借りて、白菜等を栽培したいということで何も問題ないと思われます。

○議長 担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 ■■■■■は、農地所有適格法人となっており町内で白菜、キャベツを作付けされております。担当委員が言われたように、白菜等を今後作付けされるということでもあります。農地法第3条第2項各号については該当しませんので許可要件は満たしていると思われます。

○議長 担当委員と事務局からの説明が終わりました。意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。  
無いようでしたら採決します。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員ですので許可といたします。  
整理番号3（受付番号47）をお願いいたします。

○局長 ※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■（■■■）

貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】使用貸借

【経営状況】家族：6人 労働力：2人 経営面積：52,220 m<sup>2</sup>

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外5筆 地目：畑  
総面積：5,369 m<sup>2</sup>

- 議長 事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。  
事務局からお願いいたします。
- 事務局 はい。■■■■さんは、■■地区出身で、お父さんは■■■■さんです。  
世帯での経営面積としては 52,220 m<sup>2</sup>あるのですが、本人が直接されている  
面積が 24,000 m<sup>2</sup>ぐらいになります。ブロッコリー、千切大根等をされており  
ます。今回の作付け予定地につきましてもブロッコリーをされるという申  
請になっております。農地法第3条第2項各号については該当しませんので  
許可要件は満たしていると思われれます。以上です。
- 議長 事務局から終わりましたけども、意見がありましたらお願いいたします。
- 12番委員 ちょっといいですか。
- 議長 はい、どうぞ。
- 12番委員 あの、使用貸借になっていますけど、賃借料は払わないのですか。
- 事務局 はい。
- 12番委員 なんか、理由があつとかな。面積が多いとか。
- 事務局 現場を見てきたのですが、草が繁って若干荒れてるということもあって、  
それを作付けのできる農地に戻す作業が想定されますので、お互いそういう  
条件になったのかなと解釈しております。
- 12番委員 現在が荒れていますか。
- 事務局 はい。何年か使っていない状況で、草が生えています。
- 議長 他にはありませんか。
- (質疑なし)
- 無いようでしたら採決します。  
同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 全員ですので許可といたします。  
議案第1号は全件許可といたします。  
では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の

とおり農地法第4条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】■■■■■ (■■)

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑  
総面積：1,255 m<sup>2</sup>

【転用目的】長家住宅

【施設概要】長屋住宅 306.64 m<sup>2</sup> 駐車場 273.45 m<sup>2</sup>

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

本人に問い合わせたところ、集合住宅、長屋住宅ということで2月に着工して8月に完成させるということのようです。  
よろしく願い申し上げます。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。建てる場所は■■■ということで、都市計画区域内の用途区域になります。区画整理区域内です。建てる場所については、すぐ隣にも同じようなアパートが建設されており問題ないかと思われま。農地法第4条申請には、事業計画等が示されており、工事費も高額ですが、融資等もクリアできるようです。一般基準、立地基準とも許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、承認といたします。

以上、議案第2号は1件承認といたします。

それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第5条規定による許可申請の承認を求めます。ということで

挙がっております。

整理番号1（受付番号32）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：71㎡

【転用目的】進入路

【施設概要】進入路 71㎡

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

■■さんと話したところ、まことに申し訳ありませんとのことでした。現地を見ましたけれども道路周辺の農地に影響を与えることはほとんどないと思われまます。この二人は親子の関係であります。以上です。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

ただいま担当委員のほうからありましたように、■■■■さんと■■■■さんは親子の関係にありまして、■■■■さんが使用貸借ということで、追認ではあるのですが30年の使用貸借になります。申請地については第1種農地と考えられますが、不許可の例外といたしまして、既存施設の拡張ということが適用できると考えております。許可要件は満たすと考えております。以上です。

○議長

事務局からの補足が終わりましたけれども、追認でございます。意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手ですので承認といたします。

整理番号2（受付番号33）をお願いいたします。

○局長

※整理番号2議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■（■■■■）

■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：233㎡

【転用目的】駐車場

【施設概要】駐車場 233㎡

○議長

事務局から終わりましたが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○4番委員

あの■■自治会の代表者の名前が間違っていますので訂正をお願いします。

○事務局

すみません。ごんべんに修正をお願いします。

○4番委員

長年の案件がやっと解決していただくということになりました。今まで駐車場がなくて困っていましたが、みなさんの協力により便利になります。以上でございます。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。申請地については、第1種農地になります。第1種農地の不許可の例外といたしまして既存施設の拡張ということで、墓の敷地面積が1,387㎡あるんですが、その2分の1以下の拡張ですので許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましてけれども、土地の駐車場というようなことでございます。意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手ですので承認といたします。

整理番号3（受付番号34）をお願いいたします。



○局長

※整理番号3議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：1,034㎡

【転用目的】駐車場

【施設概要】駐車場 878.96㎡

○議長

事務局から終わりましたが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

■■■■■に確認しましたところ、■■■さんと仲良しということでございます。現在■■■に住んでおり、こちらに帰ることはないというようなことで土地を売買し、駐車場にして有効活用を図るというようなことでございます。以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地につきましては、区画整理区域内ということで立地基準については問題ありません。申請書の内容につきましても賃貸駐車場ということですが、一般基準についても問題なく、農地法第5第1項の許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたが、賃貸の駐車場というようなことで、今までこういう名前は初めてじゃないかな、と思います。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手ですので承認といたします。

整理番号4（受付番号35）をお願いいたします。

○局長

※整理番号4議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：551 m<sup>2</sup>

【転用目的】農家住宅

【施設概要】住宅 127.5 m<sup>2</sup>

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○16番委員

■■■■■さんはですね。現在町内のアパートに住んでらっしゃいます。それですね。家を建てるなら実家のそばがいいということで■■■地区に帰りたい、そして実家の近くということで、この19ページにありますように、実家からほんの100mぐらい離れた場所に土地を購入されたわけでありまして。仕事は勤めで頑張っておりますが、休みの日とかですね。トラクターに乗って頑張っております。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

担当委員からの説明が終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地につきましては第1種農地と考えられ、原則許可のできない農地になります。しかし、不許可の例外といたしまして、この場合につきましては、周辺に住宅がありますので、集落接続ということが適用されるかと考えられます。農地法第5条の申請内容につきましても適正であると考えられますので、許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

事務局と担当委員の説明が終わりましたけれども、農家住宅ということになります。意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手ですので承認といたします。

整理番号5～8（受付番号36～38）まで関連がありますので一括で提案いたします。事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号5～8議案書を局長が朗読。

・整理番号5

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：74 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅

・整理番号6

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：74 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅

・整理番号7

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：177 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅

・整理番号8

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外2筆 地目：畑

総面積：99 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅

○議長

やっかいな案件ですけれども、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

■■■さん、■■■さんが無断で転用していたということで、始末書を読んでいただくと赤いところが■■■の農地で、道路ができたあと、この部分が残ってしまったというようなことです。■■■さんと■■■さんの住宅にかかる部分も以前から無断転用となっていました、■■■さんの農地の話がついたと

ということで、今回すべて整理するということです。ご審議をお願いします。

○議長 担当委員から終わりました。

○11番委員 関連で、■■の譲渡人の■■■■さんの息子さんのほうからですね。電話がありまして、この件に関してのお詫びの連絡がありましたので報告します。

○議長 事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 はい。ただいま審議されています案件についてですが、■■■■さんからの分については売買で、あと残りの■■■■さんからの分については贈与という形になります。申請地につきましては、都市計画区域内の第1種住居地域になります。追認でありますのでもうしょうがないのですが、農地法第5条の要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長 担当委員と事務局からの補足が終わりましてけれども、カラー刷りで見てもらうとわかりやすいと思います。意見がありましたらお願いいたします。

○4番委員 教えて下さい。持ち分の話ですよね。これはおそらく共有地にされるという意味ですか。

○事務局 そうです。

○4番委員 このさい、ちゃんと個人に分けたほうが、個人的な事ですけど。いろいろあると思うんですけど。なんかそのへんは。

○事務局 先日、■■さんとたまたま会ったので、共有のことも聞いたところです。今回は、とりあえず急ぎなのでこの形でやって、その後分筆登記をする予定とのことです。分筆の費用もかかるので。

○4番委員 許可後手続きを進めるということですね。

○事務局 はい。

○議長 よろしいですか。他にはありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手ですので承認といたします。

以上、議案第3号は全件承認といたします。

では、議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

整理番号1(受付番号80)から整理番号9(受付番号88)までは中間管理権の設定ですので、一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号1～9番の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

貸渡人： ■■■■■ (■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：畑

総面積：4,000 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日(10年間)

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

貸渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：畑

総面積：2,599 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日(10年間)

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

貸渡人：■■■■■ (■■)

(相続人代表 ■■■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：907 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日(10年間)

・整理番号4

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

貸渡人：■■■■■ (■■■)  
(相続人代表 ■■■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外3筆 地目：田  
総面積：2,663 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日 (10年間)

・整理番号5

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)  
貸渡人：■■■■■ (■■■)  
(相続人代表 ■■■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：田  
面積：1,633 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日 (10年間)

・整理番号6

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)  
貸渡人：■■■■■ (■■■)  
(相続人代表 ■■■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：4,417 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日 (10年間)

・整理番号7

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)  
貸渡人：■■■■■ (■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：1,583 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日 (10年間)

・整理番号8

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)  
貸渡人：■■■■■ (■■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：4,030 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年2月1日～平成40年1月31日 (10年間)

・整理番号9

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：1,000 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年2月1日～平成38年12月31日（8年間）

○議長

以上、整理番号1番から9番まで中間管理権の設定というようなことではありますが、何か意見がありましたらお願いいたします。

○4番委員

問題はですよ。相続人代表の方が何名もいらっしゃいますかね。

公社としては、公社の仕事としては例えば中間管理機構で手続きした相続人代表ということで借り受けておられるわけなんですけど、僕が一番心配しているのは、10年間貸し付けてそのまま忘れてしまうようなケースが増えるのではないかと心配するんですよ。相続者名が変わっても貸し借りしてて10年間の期間ですからね。貸したほうからすると、安心してしまっ、ころっと忘れるのではないかと思うんで、私中間管理機構がその時そういう相続人代表者からの預かったときに中間管理機構が登記名義人を変更できるとか、なんかそういう義務があればいいかと。一切ないですよ。やっぱね。

○事務局

中間管理機構がすることは、無いと思います。

○4番委員

だから、心配するんですよ。逆に、貸すのはいいけど、そのまんまほったらかすと思ってですよ。10年も。もう忘れる。1年1年とどっちがいいぐらいですか。通知は来るんでしょうなあ。

○事務局

毎年ですかね。担当課に確認すればわかると思いますが、賃貸があるのでそのことでは通知が行くと思います。

ただ、通常のうち3条とか利用権設定とかの切替の何か月か前にはうちからは出しているんですけど。

○4番委員

中間管理以外のやつは。

○事務局

今のところはですね。ただ中間管理事業が始まって、更新期限がまだきていないのがほとんどなので実績がありません。農地システムがまた新しくなるので、心配はしていますが、現行通り通知ができるようにならないといけないとは思いますが、なんらかの形でいくようには考えてます。

○4番委員

そんげしてもらおうとありがたい。まあ、できとるのかどうかかわからんけど。心配されるので。借ったほうは完全に安心しますので。

- 事務局 定期的に利用権の終わりの把握をするようにはしております。  
賃貸借や使用貸借などの切り替えについて、手続きを行うように連絡をしています。
- 4番委員 それなら忘れないね。
- 議長 他にはありませんか。  
  
(質疑なし)
- 議長 無いようでしたら採決いたします。  
整理番号1～9番までの中間管理権の案件に関しまして同意される方の挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)  
  
全員ですので決定といたします。  
それでは、整理番号10番(受付番号89)をお願いいたします。
- 局長 ※整理番号10番の議案書を局長が朗読。  
  
【申請者】借受人：■■■■■ (■■■)  
貸渡人：■■■■■ (■■■)  
【移動区分】賃貸借  
【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 地目：田 面積：2,178 m<sup>2</sup>  
【利用目的】施設園芸  
【始期～終期】平成30年1月1日～平成34年12月31日(5年間)
- 議長 はい。事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。
- 8番委員 ■■■さんですね。■■■地区在住なんですけども、今回借り受けされるところは■■■の土地改良事業内ということでございまして、茄子の栽培をする予定でございます。審議の方お願いします。
- 議長 担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。
- 事務局 ■■■さんは、新規就農者として現在議案にも書いてあるんですが、1名でやるということで聞いております。将来的には人数を増やすかもしれないんですが、当面は担当委員の言われたとおりですね。そういう作物をやっている



くということですので問題ないと考えております。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、なにか意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第4号は全件決定といたします。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで、挙がっております。

それでは、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1～2（受付番号16～17）の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 地目：田 面積：1,908 m<sup>2</sup>

【利用目的】稲作

【売買価格】■■■■■円

【支払方法】口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成30年1月11日

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 地目：田 面積：1,618 m<sup>2</sup>

【利用目的】稲作

【売買価格】■■■■■円

【支払方法】口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成30年1月11日

○議長

事務局から終わりました。  
では、あっせん委員からの報告をお願いいたします。

○13番委員

12月22日にあっせんを行いました。■■■■さんと■■さんは親子であります。■■さんがもう高齢になられたということで一応引退ということで■■■■さんが購入されました。もともと■■さんの農地だったんですけども、以前にちょっと事情がありまして手放しました。今回反■■■■円で買い戻すという形になりました。そして隣接される■■さんの農地も■■さんが農家を継続されないということで2筆を一緒に買われました。あっせんの分は12月12日に3番委員と一緒にあっせんをさせていただきました。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

あっせんの案件ですけど、なにか事情があったということですが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。  
無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは1・2番に関しましては決定といたします。  
それでは整理番号3(受付番号18)をお願いいたします。

○局長

※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■ (■■)  
譲渡人：■■■■ (■■)

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：358㎡

【利用目的】その他作物

【移転時期・引渡時期】平成30年1月11日

○議長

そしたら担当委員からの説明をお願いいたします。  
じゃ、事務局からお願いいたします。

○事務局

すみません。ちょっと私が連絡していませんでした。■■■■さんと■■■■さんですが親戚関係になります。■■さんが今までお茶を作っているところになります。引き続きそれを使うということですが、今回正式に贈与するということです。認定農業者にもなっておりますので、問題ないと考えら

れます。以上です。

○議長

事務局から終わりました。何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。  
無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。  
それでは整理番号4（受付番号19）をお願いいたします。

○局長

※整理番号4（受付番号19）の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）  
譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外26筆 地目：畑  
総面積：26,006 m<sup>2</sup>

【利用目的】果樹

【移転時期・引渡時期】平成30年1月11日

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○7番委員

■■■さんと■■■さんは、親子です。■■■さんは農業を引退されて、今回すべて■■■さんへ贈与いたします。よろしく申し上げます。

○議長

担当委員から終わりました。親子間の贈与ということではありますが、事務局何かありましたらお願いいたします。

○事務局

■■■さんは、以前から果樹を中心に農業を行っており、親子間の贈与ですので特に問題ないと考えられます。

○議長

事務局から終わりましたけれども、なにかありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。  
無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。  
以上、議案第5号は全件決定といたします。  
ここで暫時休憩といたします。

(休憩 AM10:23~AM10:30)

会議を再開いたします。  
議案所の45ページ、許可不要届からお願いいたします。

○局長 ※許可不要届の議案書を局長が朗読

(内容省略)

○議長 あっせんの申し出が挙がっておりますので事務局、お願いいたします。

○局長 ※あっせん1の申出書を局長が朗読。

【申請者】 出し手：■■■■■ (■■■)

受け手：■■■■■ (■■■)

【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：2,964 m<sup>2</sup>

○議長 あっせん委員ですけれども、担当委員が。

○局長 13番。

○議長 13番委員で順番委員で4番というようなことをお願いをいたします。

○局長 最後のページについては10月総会分についての決定分です。特に変更はありません。以上です。

○議長 議案第6号 「農地等の利用の最適化推進に関する指針」について挙がっております。

○局長 (内容省略)

○議長

以上、指針についての説明がありましたけれども何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。  
よろしいですか。

(はい。)

それでは議案第7号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局お願いします。

○事務局

7月から8月で利用状況調査をしていただきそれに伴って、B分類の分の非農地判断をしていただきました。4班に分かれて行っていただきこのような結果になっております。

開パについては県の農地の取り扱い判断がまだされておられませんので全ての対象農地から外しております。非農地判断からももちろん外しております。以上です。

○議長

非農地判断については1班から報告お願いいたします。

○2番委員

非農地判断について報告いたします。私達の1班は森川と、傳三委員、江藤芳浩委員の3名で、7月から8月に農地利用状況調査結果に基づき60筆、48,668㎡のB分類農地について非農地判定を行いました。現地確認調査は10月20日、25日、27日に行いました。

調査方法は現地にてB分類非農地判定表を作成し、非農地判定の参考としました。その結果、田22筆、11,542㎡、畑24筆、10,431㎡、合計46筆、32,973㎡の農地について非農地にすることが適当と判断いたしました。詳しくはお手元の資料、非農地判定リストをご覧ください。以上、ご審議ください。

○議長

それでは次の2班からの報告をお願いいたします。

○4番委員

2班はですね。丸小野委員と黒木定雄委員と増崎委員と私三輪で回りました。調査確認は10月23日、24日に行ったところでございます。

その結果ですね。34筆の30,831.13㎡のB分類について判断をいたしたところでございますが、結果は、田3筆、1,479.55㎡、畑14筆、20,182㎡、合計17筆の21,661.55㎡が非農地ということで適当と判断をいたしました。よろしく申し上げます。以上です。

○議長

2班の報告が終わりました。

では、3班の報告をお願いいたします。

○7番委員

3班はですね、山口委員、博委員、良一委員、美智也委員、私の5名で7月から8月に実施した農地利用状況調査結果に基づき、35筆、22,369 m<sup>2</sup>のB分類農地について非農地判定を行いました。

現地確認調査は10月24日、27日に行いました。

調査方法は現地にてB分類非農地判定表を作成し、非農地判定の参考としました。田12筆、8,413 m<sup>2</sup>、畑24筆、45,962 m<sup>2</sup>、合計36筆、54,375 m<sup>2</sup>の農地について非農地にすることが適当と判断いたしました。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

3班の報告が終わりました。

では、4班の報告をお願いいたします。

○13番委員

非農地判定結果について報告します。私達4班は土工会長、照男委員、満委員、私の4名で、7月から8月に実施した農地利用状況調査結果に基づき32筆、20,892 m<sup>2</sup>のB分類農地について非農地判定を行いました。現地確認調査は10月12日、16日、18日、25日に行いました。

調査方法は現地にてB分類非農地判定表を作成し、非農地判定の参考としました。その結果、田4筆、3,200 m<sup>2</sup>、畑12筆、5,818 m<sup>2</sup>、合計16筆、9,018 m<sup>2</sup>の農地について非農地にすることが適当と判断いたしました。詳しくはお手元の資料をご覧ください。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

以上、1班から4班までの非農地判断の報告が終わりましたが、それぞれ現場に行かれて確認されていると思いますけれども、何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら以上、報告がありましたように非農地判断について意義ありませんか。

(はい。)

以上報告のありました農地につきましては非農地判断とさせていただきます。それでは、順番が逆になりましたが農地パトロール(4班)の報告をお願いいたします。

(内容省略)

お疲れ様でした。

○局長

本日の議案の審議、報告等はすべて終わりですね。

ご起立ください。

以上をもちまして第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。

一同礼。

上記議事の経過ならびに結果を明確にするためこの議事録を作成し、議事録署名委員はこれに署名押印した。

都農町農業委員会定例総会 議長

⑩

議事録署名委員 5番

⑩

議事録署名委員 6番

⑩